

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの整備・強化を最も重要な経営課題のひとつと位置付けており、このコーポレート・ガバナンスの強化によって、当社の企業理念の実現と経営計画の達成、中長期的な企業価値の向上を果たすことを目指しております。また、経営の透明性、客観性の確保に努めるとともに、効率的かつ健全な経営のために、適切かつ迅速な意思決定の実行、意思決定に対する監視機能の強化、内部統制システム充実・強化など、活力と柔軟性を軸としたマネジメントシステムの構築を進めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ケイ・エル・アイ	444,800	24.00
株式会社デベロップ	182,700	9.86
寺田倉庫株式会社	50,000	2.70
株式会社細谷工業所	50,000	2.70
株式会社九州リースサービス	39,000	2.10
須田 忠雄	36,100	1.95
打田 保貴	30,000	1.62
内藤 真一郎	14,000	0.76
藤森 裕司	10,200	0.55
株式会社AGSコンサルティング	10,000	0.54

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期	1月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
兼平 慎	他の会社の出身者											
田中 公子	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
兼平 慎	○	----	上場企業の執行役員の経験や業務の豊富な知識を基に当社の経営戦略の企画・立案等について、的確な指摘や助言をいただけるものと判断して社外取締役として選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として、指定しております。
田中 公子	○	----	上場企業で培われた豊富な経験と高い見識を有するとともに上場企業の社外取締役を務める等客観的な視点で経営全般に関し企業価値向上に資する助言・提言を頂けることを期待し、社外取締役として選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として、指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	1	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	1	0	1	社外取締役

補足説明

取締役の指名・報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2021年11月1日に任意の指名・報酬諮問委員会を設置しました。指名・報酬諮問委員会のメンバーは3名とし、その半数以上は社外役員でなければならないほか、委員長は社外役員としております。現在は、社外取締役の田中公子氏を委員長とし、代表取締役と社外監査役1名の3名により構成されております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門は、監査の実効性を高めるため、それぞれの監査計画や監査結果の共有、業務の改善に向けた具体的な協議を行う等、定期的に意見交換を行い、三者間で連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
水村健次	他の会社の出身者													
井上真一郎	弁護士													
岩渕光尚	公認会計士													△

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水村健次		----	企業の管理部門の豊富な知識と経験を有しており、当社取締役執行役員管理部長を務めていました。当社の管理部門においても経験と知見を有していることから、監査役として監査・監督機能を十分発揮し、実効性のある監査業務の遂行を期待し、監査役として選任しております。
井上真一郎	○	----	弁護士としての豊富な経験と企業法務の専門的な知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断し、社外監査役として選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
岩渕光尚	○	----	公認会計士としての豊富な経験と企業会計の専門的な知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断し、社外監査役として選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員にしております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

役職員の意欲と士気を高め、一層の業績拡大及び企業価値の向上を図ることを目的に導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の継続的な成長と企業価値の向上と、付与対象者の受ける利益とを連動させることで、当社に対する付与対象者の貢献意欲を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。なお、付与数については役職や今後の期待に応じて決定しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。取締役の個人別の報酬等については、限度額の範囲内で、職務内容や責任、会社の経営環境、業績等を勘案し、取締役会にて協議・決議しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外役員へのサポートは事前に取締役会資料を提供するほか、必要に応じて事前説明を行っております。また、適宜社外取締役、常勤監査役及び社外監査役に対して情報共有を行っております。

社外取締役及び社外監査役は、取締役会・監査役会において内部監査、監査役監査及び会計監査の結果、その他の重要事案についての報告を受け、社外取締役及び社外監査役の専門性、経験、知見に基づく発言・提言を行っております。社外監査役は、監査役会で策定された監査方針、監査計画に基づき取締役会に出席し、適宜意見を表明するとともに、定期的に開催する監査役会において常勤監査役から、内部監査の状況、重要な会議の内容、閲覧した重要書類の概要、内部統制の状況等について報告を受けております。また、定期的に開催する三様監査を通じて、会

計監査人から監査手続の概要や監査結果等について報告・説明を受け、会計監査人、内部監査担当者との連携強化に努めております。なお、内部監査担当者とは必要に応じて随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名・報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会
当社の取締役会は、取締役5名で構成され、うち2名は社外取締役であります。毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催し、相互に取締役としての職務執行を監督し、経営判断の原則に基づき迅速に意思決定を行っています。当該取締役会には監査役3名も出席し、職務の執行状況について、法令・定款に違反しないかのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。なお、取締役会の議案については事前に取締役及び監査役に周知し、議事の充実に努めております。
2. 監査役会
当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成されております。毎月1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。
また、監査役は、監査役会規則に基づき、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、取締役の職務執行を監査しております。加えて、会計監査人及び内部監査担当者と緊密な連携をとり、監督の実効性と効率性の向上に努めております。
3. 内部監査
当社の内部監査は管理部で行っております。当社は現時点において小規模な組織体制であるため、独立した内部監査担当部署は置かず、管理部が内部監査を担当しております。管理部担当業務についての監査は、同部内の担当部署内クロス監査を行います。管理部は期首に内部監査計画を策定したうえで、内部監査計画に従い当社の各部門、支店及び営業所の内部監査を実施しております。業務の法令及び社内規程への遵守状況や、業務の有効性及び妥当性について監査を行っております。なお、監査結果については、代表取締役社長執行役員及び取締役会並びに監査役に報告するとともに、監査対象部署に対して改善を要請し、改善結果報告書の提出を求め、業務の適正な運営・改善を図っております。
4. 会計監査人
当社は、会計監査人として有限責任大有監査法人と監査契約を締結しており、独立の立場から会計監査を受けております。会計監査にあたっては、経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、監査役、内部監査部門と連携し、会計監査の実効性を高めるように努めております。
5. リスク・コンプライアンス委員会
当社は、全社におけるリスクマネジメント及び法令・定款に遵守を徹底するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。なお、当該委員会は四半期に1回開催し、その活動報告を少なくとも半期に1回以上取締役会において報告し情報共有を図っております。
6. 指名・報酬諮問委員会
当社の指名・報酬諮問委員会は、取締役会で選任された役員（委員総数の過半数は社外役員）で構成され、当社取締役の指名、報酬及び報酬制度等について、取締役会の諮問に応じ助言及び提言を行い、公平性、透明性、客観性を強化しております。取締役田中公子（社外取締役）を委員長とし、監査役井上真一郎（社外監査役）、代表取締役荒川滋郎の2名を委員としております。開催は、必要により随時開催することとしております。
7. 役員等賠償責任保険契約の概要
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主（株主代表訴訟）や取引先等第三者から損害賠償請求を受けた場合の訴訟費用や賠償金等の損害を、当該保険契約により補填することとしております（免責条項あり）。当該保険契約の被保険者は、当社取締役および監査役であり、保険料は、当社が負担しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。また、社外取締役2名、社外監査役2名を選任しており、中立的な立場からの見解等を踏まえた経営が行われる体制としております。なお、当社事業に精通した取締役で構成された取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を決定し、監査役が独立した立場から取締役の職務を監査する体制が、経営上の健全性を確保する有効な体制であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。加えて、当社の株主構成の状況を考慮し、少数株主の意見に配慮した意思決定を行う観点から、社外役員を過半数とする任意の指名・報酬委員会を設置し、運営しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が議案を検討するための十分な時間を確保できるように早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が株主総会に出席できるように、実際の開催日について集中日を避けるように留意してまいります。

電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	将来的に必要であると判断した場合に採用を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	将来的に必要であると判断した場合に採用を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ内にIR ウェブサイトを開設し、当該サイトにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に(第2四半期、期末決算)に代表者から決算の内容及び今後の戦略について説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	今後の機関投資家の比率等を踏まえて、開催を検討いたします。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の海外投資家の比率等を踏まえて、開催を検討いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に、IRページを設け、有価証券報告書、決算短信、プレスリリース等の情報を公開しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の株主、投資家、及びその他の利害関係者のすべてに対して適時・適切な会社情報を提供し、当社に対する理解を深めること、社会的信頼を向上させること、及び適正な評価に資することを目的として、適時開示マニュアルを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、取り組むべき事項であると考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する積極的な情報開示が重要であり、ホームページ等を通じて情報提供を行っていく方針であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。

内部統制システムの整備状況

- ・取締役及び使用人(以下「取締役等」という)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ、社会的責任を果たすため「リスク・コンプライアンス管理規程」を取締役等に周知徹底する。
- ・コンプライアンス管理の主管部門は管理部とする。また、当社のリスク・コンプライアンス体制を適切に運営管理するためにリスク・コンプライアンス委員会を設置する。
- ・リスク・コンプライアンス委員会は、四半期に1回開催し、少なくとも半年に年1回以上リスク及びコンプライアンスに関する問題を取りまとめ取締役会へ報告する。この報告の中で、問題となった事項等については、必要に応じコンプライアンスに関する研修を行い意識の共有を図る。
- ・組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「業務分掌規程」、及び各職位の責任体制の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
- ・連絡先を社内窓口は管理部、社外窓口は顧問弁護士に設定した「内部通報窓口」を設置し、社内の法令違反について適切な情報供給がなされ

る体制を構築する。内部通報窓口の存在の周知と、運用方法については「リスク・コンプライアンス管理規程」によって社内に周知し、相談者・通報者に対して不利益な取扱いを行わないこととする。
・内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し実施する。

ロ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・「取締役会規則」に基づき、月1回の定時取締役会並びに、随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
・予算制度に基づき、月次業績をタイムリーに把握し、必要に応じ対応策を検討・実施する

ハ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・取締役の職務執行状況の報告は、取締役会議事録等の文書（関連資料および電子媒体等に記録されたものを含む以下「文書」という）に保存され、その情報の管理については、「文書管理規程」の定めるところによる。

二. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・リスク管理担当責任者は管理部長とし、リスク管理の統括部門は管理部とする。リスク管理担当責任者並びに管理部は、「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、事業全体のリスクを網羅的に把握・管理する体制（以下「リスク管理体制」という）の構築を行い、これを運用するリスク管理体制は、社会環境の変化に対応する。

ホ. 財務報告の信頼性を確保するための体制
・社長は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要項目の一つと位置づけ、財務報告の信頼性確保を推進する。
・財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
・財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人により、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を社長に報告する。

ヘ. 監査役監査の実効性を確保するための体制
・取締役等は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。
① 当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項
② 当社の内部監査部門の活動概要
③ 当社の内部統制に関する活動概要
④ リスク・コンプライアンスホットラインの運用・通報の状況
・監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる。
・監査役の職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。
・監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査人と定期的な会議等をもち、また監査役と内部監査人及び会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われるための体制を整備する。
・監査役は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役等に対し、その説明を求めることができる。

ト. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及び反社会的勢力排除に向けた整備状況
・当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関わりを持たないことを方針とするとともに、不当な要求等を受けた場合は警察等と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1. 反社会的勢力とは一切の関わりを持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針としこれを社内規程等に明文化し、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
- 2. 管理部を反社会的勢力対応部署として位置づけ、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するような教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- 3. 既存の取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には、取引を解消する。また、新規の取引に当たっては、反社会的勢力に関する情報を利用した取引先の属性調査を行い、反社会的勢力との関わりを持たない体制を整える。なお、取引の契約書に反社会势力的排除条項等を導入し、反社会的勢力との関係を遮断する体制を整える。
- 4. 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、顧問法律事務所等の外部専門機関と密接に連携し、有事の際の協力体制を構築する。

Vその他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

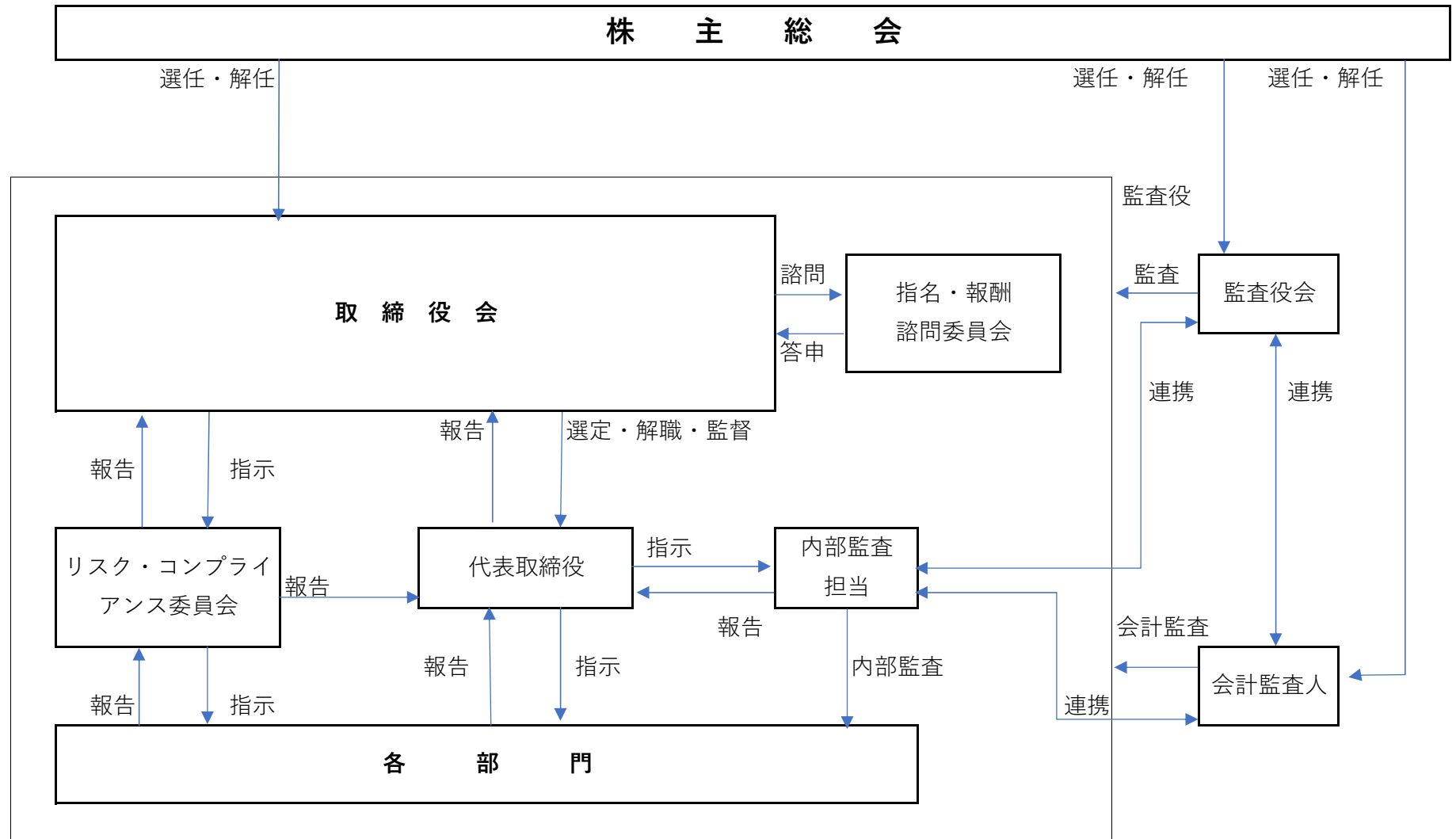
該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありません。今後検討すべき事項として考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、今後もコーポレート・ガバナンスに対する取り組みを経営の最重要課題として位置づけ、常に現状の体制・取り組みの見直し・改善を続けることで、強固な経営基盤の確立を目指してまいります。

【コーポレート・ガバナンス体制の概要（模式図）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

